

お客様 各位

日本アビオニクス株式会社  
赤外線サーモグラフィ営業部長  
八木 智規

## 「赤外線サーモグラフィ装置の使用に関する確認書」の提出についてのお願い

拝啓、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般ご導入して頂きます弊社製品「赤外線サーモグラフィ装置」は、本製品に組込まれております赤外線センサーが最新の高度軍事技術品のため、「外国為替及び外国貿易法」に定めるリスト規制貨物に該当いたします。斯かるリスト規制貨物の販売に当たっては、最終用途の確認を行うよう経済産業省貿易経済協力局より強く要請されております。

従いまして、弊社は本製品の最終ユーザーであるお客様に対しまして、別紙記載の目的で使用頂くこと、及び日本国政府の事前許可無く輸出等を行わないことを、ご確認頂きました証として「赤外線サーモグラフィ装置に関する確認書」のご提出をお願いしております。尚、貿易管理の一般的な遵守項目として第 4 項を記載させていただいております。

つきましては、事情ご賢察の上、添付確認書内容にご同意の証として、貴社責任者のご署名・ご捺印を賜りたく、ここにお願ひ申し上げます。

詳細につきましては、弊社営業担当者にご遠慮なくお問い合わせ下さい。

敬具

日本アビオニクス株式会社 殿

### 赤外線サーモグラフィ装置の使用に関する確認書

当社／当団体は、貴社製品の「赤外線サーモグラフィ装置」に関し、下記の事項を理解し遵守することを確認いたします。

記

- 当社／当団体は下記の目的で使用いたします。
  - ・用途 ① 研究開発 ② 製品検査 ③ 設備診断 ④ 構造物診断 ⑤ 防災監視 ⑥ 防犯監視
  - ⑦ その他 \_\_\_\_\_
- 本製品を輸出する際は「外国為替及び外国貿易法」を遵守し、事前に日本国の許可を得ます。
  - ・本製品の該当法令(外国為替及び外国貿易法:リスト規制品)
    - 輸出令:別表 第1の10項(2):貨物等省令 第9条 第三号 ホ(二)
    - 輸出令:別表 第1の10項(4):貨物等省令 第9条 第八号 イ(二)
- 本製品を貸出・転売・譲渡を行う場合は、上記第2項について貸出先・転売先・譲渡先に通知をいたします。尚、その旨(貸出・転売・譲渡の実施)を貴社にも通知します。  
TEL 045-287-0303 FAX 045-930-3597 赤外線サーモグラフィ営業部 (2019年4月現在)
- 自社での分解、改造、修理等はいりません。

年	月	日
会社/団体名: _____		
住 所 : _____		
所 属 : _____		
責任者署名: _____	®	TEL: _____
連絡先氏名: _____		FAX: _____
e-mail: _____		
機種名: _____	×	台 保管場所: _____

以上

以下、日本アビオニクス株式会社 記入欄

Avio 担当者:	受注伝票:	管理番号:
販売店名:	伝票納期:	製造番号:

事業管理部長	赤外営業部長	所属長
／	／	／